

一関市告示第110号

一関市木材利用促進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

一関市長 勝 部 修

一関市木材利用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 一関市産の木材の利用促進を図り、林業振興に資するため、施工業者が建築主に対し市産材の利用を促し、市産材を利用した住宅等の新築又は増改築を行った場合に、施工業者に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物で、市内に存する木造の個人住宅（共同住宅を除く。）、店舗及び事務所をいう。
- (2) 市産材 市内で伐採された木材であって、岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書により証明されたものをいう。
- (3) 施工業者 市内に本店又は営業所を有する法人又は個人事業主で、木造住宅等の新築又は増改築工事を施工する者をいう。
- (4) 建築主 木造住宅等の新築又は増改築工事に係る請負契約の発注者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、市産材を利用して木造住宅等の新築又は増改築に係る工事を行う施工業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築主に対し、市産材の利用を促し、当該木造住宅等における市産材を利用することの同意を得ている者
- (2) 申請日を含む年度の前年度から起算して過去3年度において、市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、施工業者（法人の場合は、役員又はその経営に関与する者）又は建築主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者である場合は、補助金を交付しない。

（補助金の交付対象住宅等）

第4 補助金の交付対象となる木造住宅等（以下「交付対象住宅等」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請の日以後に新築又は増改築に係る工事を実施する木造住宅等で、かつ、申請日の属する年度内に新築又は増改築に係る工事が完了する木造住宅等であること。
- (2) 過去にこの告示による補助金の交付対象とされた木造住宅等でないこと。

2 補助金の交付対象者は、複数の交付対象住宅等について、同時に補助金の交付の申請をすることができない。ただし、申請に係る木造住宅等の新築又は増改築に係る工事を完了し、規則第13条第1項の規定による書類を提出した場合は、別の交付対象住宅等に係る補助金の交付の申請をすることができる。

（補助額）

第5 補助金の額は、建築主が施工業者に発注した木造住宅等の新築又は増改築工事において使用する市産材1立方メートル（小数点以下切り捨て）当たり25,000円を乗じた額とし、50万円を限度とする。

（補助事業の内容の軽微な変更）

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金の交付決定額に変更を生じない変更とする。

（申請の取下げ期日）

第7 規則第8条に規定する申請の取下期日は、補助金交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

（提出書類等）

第8 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表のとおりとする。

（報告の徴収等）

第9 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は指導若しくは現地調査等を行うことができる。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	木材利用促進事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 同意書 3 過去3年度分の納税証明書 4 確認済証の写し 5 市産材の使用箇所を明らかにした図面 6 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	木材利用促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第4号 第2号	変更の事由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	木材利用促進事業費補助金請求書 1 事業実績書 2 市産材出荷証明書 3 岩手県産材産地証明書 4 木材調書 5 完成写真 6 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第6号 第7号	別に定める。

様式第1号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地
法人名等
代表者職氏名

木材利用促進事業費補助金交付申請書

年度において木材利用促進事業費補助金に係る事業を実施したいので、一関市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額 金 円

様式第2号（別表関係）

事業計画（実績）書

1 事業計画（実績）

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 木造住宅等の種別 | 住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 |
| (2) 建築の種別 | 新築 ・ 増築 ・ 改築 |
| (3) 木造住宅等の延べ面積 | 平方メートル |
| | （うち増改築分 平方メートル） |
| (4) 全木材使用（予定）量 | 立方メートル |
| 市産材使用（予定）量 | 立方メートル |

2 木造住宅等の建築場所及び建築主

建築場所 一関市

建築主

3 工事着手（予定）年月日 年 月 日

4 工事完了（予定）年月日 年 月 日

5 補助金の額の算定

項目	数量等	備考
木造住宅等の延べ面積	平方メートル	小数点以下切捨て
市産材使用量(ア)	立方メートル	小数点以下切捨て
補助金額	円	(ア)×25,000円＝ 円 ただし上限500,000円

6 添付書類

(1) 事業計画書に添付する書類（変更の場合も同様とする。ただし、添付書類に変更がない場合は、添付を省略することができる。）

① 確認済証の写し（増改築で建築確認を要しない場合にあっては、請負契約書の写し等）

② 市産材の使用箇所を明らかにした図面

(2) 事業実績書に添付する書類

① 完成写真（2方向から撮った全景、木材使用部分 各1枚）

② 市産材出荷証明書（様式第6号）

③ 岩手県産材産地証明書

④ 木材調書（様式第7号）

様式第3号（別表関係）

年 月 日

一関市長

様

建築主 住 所
氏 名
電話番号

木材利用促進事業費補助金の申請に係る同意書

私は、市産材を新築又は増改築工事に利用することで一関市の林業振興を図るこの補助金の目的に賛同し、施工業者が木材利用促進事業費補助金を申請することについて同意します。

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地
 法人名等
 代表者職氏名

木材利用促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定があつた木材利用促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容	変更前補助金額	円
	変更後補助金額	円
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）の生じた年月日	年	月 日

添付書類 事業計画書（様式第2号）

年 月 日

一関市長

様

申請者 所在地
法人名等
代表者職氏名

㊞

木材利用促進事業費補助金請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定があった
年度木材利用促進事業費補助金に係る事業が完了したので、一関市補助金交付規則第13条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり補助金を請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先 金融機関名

支店等名

預金種別 当座 ・ 普通

口座番号

口座名義

様式第6号（別表関係）

市産材出荷証明書

年 月 日

施工業者名 様

出荷者（木材業者） 所在地
法人名等

1. 工事名

2. 出荷年月日 年 月 日

下記のとおり製材製品を出荷したことを証明します。

番号	品名	長さ (mm)	厚さ (mm)	巾 (mm)	数量	材積(m ³)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	合計						

備考 製材製品の出荷を複数の日に行った場合は、備考欄にそれぞれの日付を記入すること。

出荷者が異なる場合は、出荷者ごとに作成すること。

様式第7号（別表関係）

木材調書

木材利用促進事業費補助金の交付を受けるに当たり、補助金の対象の木造住宅等における木材の利用量は次のとおりです。

部位名		材種	木材使用量 m ³	うち市産材 m ³	備考
軸組類	土台・柱				
	梁・桁類 ()				
	補強材 ()				
	その他 ()				
床組類	火打梁・床束・大引等				
	根太類				
	その他 ()				
小屋組類	棟木・母屋・束等				
	隅木・たる木				
	その他 ()				
その他					
合計					